表 2

1補助事業	2区分	3 対象期間
令和2年4月1日から同月	_	当該新型コロナ対策融資が
30日までの保証申込分にお		実行された日の属する月か
ける新型コロナ対策融資の		ら、36か月を経過する月ま
借入金に係る利子の無利子		で。
化		
令和2年5月1日から令和	左記のうち、鳥取県新型コ	当該新型コロナ対策融資が
4年3月31日までに保証申	ロナウイルス感染症対応利	実行された日が属する月か
込を受付けたもので、かつ	子補給補助金交付要綱(令	ら起算して 36 か月を経過
同年5月1日から令和4年	和2年5月1日付第	した月から、24か月を経過
5月31日までに融資実行さ	202000027683 号。鳥取県	する月まで。
れた新型コロナ対策融資の	商工労働部長通知。) 第3	
借入金に係る利子の無利子	条の規定に基づき国の補助	
化	金の交付対象となる貸付	
	(以下「国補助対象貸付」	
	という。) の第4条の規定	
	に基づき補助金の交付対象	
	となる期間を除いた期間に	
	おける利子	
	国補助対象貸付以外の貸付	当該新型コロナ対策融資が
	に対する利子	実行された日が属する月か
		ら、60か月を経過する月ま
		で。